

平成21年11月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年11月26日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
財 政 課 長 藤 江 信 義 君	介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第47号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 農業委員会委員の推薦について

開 会

平成21年11月26日(木) 午前10時00分開会

○議長(高橋秀男君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより平成21年11月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長(高橋秀男君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋秀男君) ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(高橋秀男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において水野正美議員及び八代一雄議員を指名いたします。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(高橋秀男君) 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。
〔職員朗読〕

○議長(高橋秀男君) ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。それでは、日程第3、市長提出議案を上程いたします。

議案第47号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第47号から議案第49号までの提案理由について説明を申し上げます。

初めに、議案第47号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、平成21年8月11日の人事院勧告及び10月9日の千葉県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じ、本年12月の期末手当の支給割合について2.3月から2.15月に改め、平成22年度からは6月の期末手当の支給割合については2.15月から1.95月に改め、12月の期末手当支給割合2.15月と合わせ、年間の期末手当の支給割合を4.1月に改めようとするものであります。

次に、議案第48号 教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、平成21年8月11日の人事院勧告及び10月9日の千葉県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じ、本年12月の期末手当の支給割合を1.55月から1.45月に、勤勉手当の支給割合を一般職に準じ、0.75月から0.7月に改め、平成22年度からは年間の期末手当の支給割合を2.7月、勤勉手当の支給割合を1.4月に、合計4.1月に改めようとするものであります。

次に、議案第49号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、平成21年8月11日の人事院勧告及び10月9日の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、若年層を除く給料表及び期末手当、勤勉手当の支給割合等を改定しようとするものであります。この給料表の改定によると、平均0.16%の減、額にいたしますと493円の減額となります。また、期末手当については、本年12月の支給割合を1.6月から1.5月に、勤勉手当については0.75月から0.7月に改め、平成22年度からは6月の期末手当の支給割合1.4月を1.25月に、勤勉手当の支給割合0.75月を0.7月に、12月の期末手当の支給割合を1.5月、勤勉手当の支給割合を0.7月に改めようとするものであります。なお、期末手当、勤勉手当を合わせた年間の支給割合については4.15月であります。

このほかに、民間における賃金との均衡を考慮して講ずる措置として、給与月額に100分の0.24及び該当月数を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給された期末手当、勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額を加えて得た額を本年12月の期末手当の額より調整しようとするものであります。

なお、職員組合との協議は整っておりますことを申し添えます。

以上で議案第47号から議案第49号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議案第47号から議案第49号まで、比較の問題もありますので、全体を通して質疑を行いたいと思います。

まず第1に伺いたいのは、現在の日本の経済情勢についての認識であります。市長に伺いたいんですけど、今、新聞紙上、あるいはテレビ、その他で盛んにデフレスパイラルという言葉が出てきて、日本の今の不況がらせん状に悪循環で、デフレスパイラルに入ってきているというふうなことが報道されています。多くの経済学者がデフレによって物価が下がり、物価が下がると、企業家、あるいは商工業者は、利幅が少なくなって、結局、賃金にはね返さざるを得ない。そこに働く人たちは、賃金が少なくなるわけですから、購買力が減少する、あるいは買うことを差し控える。そのことによって、また商品が売れないから値段を下げていく。この悪循環をデフレスパイラルと言うのだそうですけれども、このことが今の日本の不景気の現状の最大の要因になっていると、こう言われているんだが、その点についての認識は、市長はどうお持ちになっているのか。それが第1点、お聞きしたい。

第2点として、それをどう打開していったらいいのか。これも多くの経済学者が言っているのは、とにかく庶民、生活者、消費者にお金を落とせと。お金がもっと回るようにして購買力を上げる、このことがデフレから脱却していく最大の、そして最速の、一番手っ取り早い道なんだと、こういうことも言っていることも確かであります。こういうことについて、どういう認識をお持ちになるのか、それが2点目であります。

私は、そういうことから言うと、今回の特に一般職の給与の引き下げについて、これはそういう今のデフレの現状から言えば、逆行するやり方ではないか、こういうふうに思うんですけども、今この不景気な時期、ベースアップしろとはあえて言いませんが、しかし、少なくとも本給をさわる、一時的な賞与の期末・勤勉手当をさわるだけではなくて、本給をさわっていくということについては、いかがかというふうに思うんだが、この点については、人勸と県人事委員会と両方の勧告に従ってやるんだと、こう言っているけれども、従うのはいいけれども、そういう観点は全く抜けてしまっているのか。この点について、3点目としてお聞きしたいわけです。

次に、常勤特別職の議案第47号、一般職だけれども、教育長の議案第48号の議案を見ると、教育長は期末・勤勉手当、市長、副市長は期末手当の減額のみが提案された。報酬についてはさわらず。ところが一般職のほうを見ると、要するに議案第49号を見ると、期末・勤勉手当はもちろんのこと、本俸をさわっているわけですね。これはどういうことなんだと。常勤で働き、しかも生活給としてもらっている、この人たちの本俸まで手を突っ込んで減額していくということについて、一方で特別職はのうのうと言っちゃ失礼かもしれないけれども、特別職の報酬は全くさわらず。仮に200歩ぐらい譲ってこれを認めたとしても、こういうやり方でいいのかと私は思うんだが、この点について考え方をお尋ねしたいと思います。それが4点目。

次に、総務省が出している一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正する法律案の概要というのがあるんですが、これによると、人事院勧告で平均年収がマイナス2.4と、こういうふうにならざるを得ないことを国会に提出。今日の新聞報道によれば、今日、国会でもこれを通過させると。野党である自民党と公明党が国会に審議を拒否するのをやめて、参加して、インフルエンザワクチンの補償法案等含めて、今日、審議して上げるというようなことが言われておりましたが、それは別にして、2.4%減らしちゃうということなんですね。だから、言ってみれば、引き下げ率が月例級が0.2、初任給を中心とした若年層及び医師は据え置きだと、こういうような人勸です。それが月例級、つまり月給です。ボーナスも年間0.35月を減額すると、こういうことなんでしょうけれども、そのほかに3番目として、人事院勧告で超過勤務手当の支給割合の引き上げ等というのが

あります。

その一つは、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるんだと、こういうふうに言ってますね。差額分、要するに100分の25の差額分については、支給にかえて超勤代休時間を指定することができる制度を新設するんだと、こういうふうに人勧でも言っている。

勝浦市の場合、月60時間を超えるようなことはめったにないと思うんだが、しかし、このことがもし行われるとしたら、人勧どおりこれはやっていこうとしているのかというふうなことをお聞きしたい。

県の人事委員会の勧告の概要というのも持っているんですけど、これによると、民間と県職の差は平均して民間が41万6,002円、職員の給与が41万6,785円、比較で783円しか変わらないです。ほとんど変わらないということですね。さっき私が言ったように、これだけの差額があるから、今度、下げるよと言って、要するにデフレスパイラルを助長するような立場をとるということは、どうしても納得できないんだけど、そういう点について、今の人勧のあれとあわせて、繰り返しになっちゃってダブっちゃいましたけど、お願いしたい。

最後に、議案の給与表があります。別表第1の一般職の給与表なんですが、行政職給料表の中で勝浦市の場合、恐らく議員の歳費と一般職の職員の給与の平均月額はちよぼちよぼだというふうに前から思っていましたので、改めて聞いてみると、4級の31号俸ぐらいが大体平均給与だと、こういうことが言われている。それが32万4,600円。これは大体40歳前後の副主査ぐらいの人ですね。40歳前後というと、60歳定年ですから、あと20年間、一般的には勤めるわけです。そうすると、今度の条例提案で本俸を下げる額が、この32万4,600円の人あたりで月500円ぐらい。そうすると、年間6,000円減額ですね。これが20年間ずうっと定年まで尾を引くわけです。10年間で6万円、20年で12万円、この人たちはこの減額によって不利益をこうむるわけですね。ただ月給が下がって、毎年それだけ損するだけじゃないんだ。ご存じのように、本俸によって退職時の年金額が決まってくるわけでしょう。退職時の退職金の金額も決まってくるわけでしょう。これを考えたら、膨大なというか、どの程度、不利益をこうむるのか。平均給与が40歳前後として、60歳定年退職で現行給与と減額した給与との差によって、どれほどの額の不利益をこうむることになるのか、この点について、総務課長だと思っただけだけど、市長はそんな細かいとこまで認識してないと思うんだけど、ぜひ、どの程度になるのか、お答えをいただきたい。

私は何を言いたいかというと、期末・勤勉手当のように賞与などは、そのときだけというか、それだって痛いんだけど、一般職は賞与だってみんな生活給の一部として織り込んで生活設計しているんだけど、でも、そのとき限り。しかし、この本俸を賃金カットされるということは、定年退職までずうっと響くし、しかもそれ以後の余生を生活設計立ててやっていく上でも、年金と退職金にそれが響いてくると、こういう、ずうっと後々まで尾を引くような問題なんです。ですから、私はこの点は相当考えてやっていく必要があるんじゃないか。職員だって勝浦市民ですから。だから、そういう点、どうなんだということが一つ。

今までの多くの事例を見ると、勝浦市役所職員が約220人、市内で一番大きな事業所の一つじゃないですか。この人たちの購買力が上がるか下がるかということは、ひいては市内の商店にとっても、回り回って、それは影響を与えるんです。

御宿の商工会長は、こう言っていました。結局、役場が下げれば、一般の商店もたとえ日給の賃

金も、役場が下げたんだからよ、おれのほうも下げべと、そういうことになるんだと。しかも、市内の商店が、あそこは勝浦よりももっと少ない人員だけれども、ご飯食べたり、あるいはいろいろ役場の職員が買ってくれたり、そこに響いてくるから、むやみに役場の職員の給与は下げるべきでないよと、こういうことを言っていましたよ。これは、なかなかの見識だと私は思ったんだけど、勝浦市だってそういうことは言える。特にデフレスパイラルのこの状況のもとでは、本俸を下げるべきでない。しかも、特別職は本俸に値する報酬に全然切り込まないで、期末手当とか、あるいは勤勉手当のみでやって、一般職にはそういうふうにすると。幾ら人勧がそう言ったからといって、人勧は勧告ですから。それを参酌して、市が独自で、自治体が独自でそれをちゃんとやればいいんですから、そういうことを、長くなって申しわけなかったけども、お答えいただきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 現在のデフレスパイラルについては、物価が下がる。しかも、それは非常に急速な下がり方で衣料品関係は値が下がっている。それに伴って一般給与もダウンをしていく傾向にある。そういう中で、今月発表された貿易黒字は非常に多くの、8,000億円ですか、7,000億円が黒字計上ができた。こういうような状況のもとで、今回の経済状況は語られているわけです。必ずしもこういう状態がいいとは考えておりませんし、これを脱却するのにも積極経済政策を打てるか打てないか、これは国政をあずかる者の責任だと思います。

そういう中で、我々の給与はいかにあるか。これは残念ながら、勝浦市において独自に給与カットするならば、これは我々としても大きな責任、町に及ぼす影響も考えられる。しかしながら、ここで給与を若干なりともカットするということは、状況においては致し方ないと、私は考えています。

しかし、経済状況が悪い、そういう中から一般給与のダウンをされた現在、これは経済状況が上向けば、それに伴って一般民間会社と同じようなレベル以上にこれを持っていくことは当然の理であると考えます。したがって、そういう経済状況のもとになった場合は、当然、今までのマイナス分を回復する努力を私たちはすべきである、そういう認識を持っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。初めのご質問の経済状況に逆行するのではないかと、ご質問の対象箇所は一般職の本給部分であると考えます。また、最後の地域内経済への影響というのが関連することから、まとめてお答えいたします。

今回の給与改定が地域内の地場産業等の労働条件に波及し、地域経済に影響を与えるのではないかとのご質問でございますが、地域内の消費活動という側面からいたしますと、一部の影響は生じるものと考えるところでございます。

しかしながら、公務員の給与につきましては、納税者であります国民、市民の理解を得る必要がありますので、人事院が当事者以外の第三者の立場に立ちまして、官民給与の正確な比較をもとに給与勧告を行っているところでございます。適正な公務員給与がこのことによって確保されているところでございます。このことにつきましては、地方公務員法に基づくものであるため、やむを得ないところであると考えております。

次の今回の給与改定に当たりまして、特別職につきましては期末手当、教育長につきましては期末・勤勉、一般職につきましては期末・勤勉及び本給の改定ということで、一般職の本給部分

についていかがかというご質問であります。人事院勧告の及ぶ範囲といたしましては、一般職に限定されているところでございます。

市長等の特別職の報酬手当等につきましては、別途、市長等の給料及び教育長の給料の特例に関する条例第1条、第2条に基づきまして、現在、給料月額100分の5を減額することとされております。

このような状況等を総合的に勘案しまして、今回の提案につきましては人事院勧告に即した内容での改定ということで提案をさせていただきました。

次に、今回の国の人事院勧告、さらに千葉県人事委員会の勧告の中に時間外勤務手当に関する勧告がございます。この対応についていかがかというご質問でありましたが、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正がございまして、これは月60時間を超える時間外勤務に係る支給割合を引き上げようとするものでございます。100分の125を100分の150に引き上げするようにとの勧告でございます。これは民間の労働条件等、実態調査を踏まえた勧告であります。また、この法施行が平成22年4月1日を予定されております。このようなことから、現在、この対応について準備中とございまして、年度内に提案をさせていただく予定であります。

次に、千葉県人事委員会の勧告報告の概要の中に、職員の給与と民間の給与との比較という部分で、県の人事委員会の調査によりますと、公民の給与格差が1人当たり平均で783円、0.19%上回っているというご指摘でございます。これにつきましては、人事院の調査内容と違っておりまして、千葉県は県内の民間事業所等を実態調査をいたしまして報告された数字でございます。勝浦市におきましては、県の人事委員会のこの格差及び改定内容を踏まえまして、今回の提案とさせていただきます。

次に、今回の給与部分の改定が一般職員の生涯賃金へどのような影響を及ぼすのかというご質問でございます。改定幅にもよるところでございますが、算定額の基礎となります給料等が変更になりますので、ご質問のように、一部の影響を及ぼすというふうに考えております。

初めに、給料関係についてでございますが、今回の改定幅、一般職平均、月502円、これを職員の平均年齢40.9歳から定年まで約20年間で試算いたしますと、約12万円の減少となります。ボーナス関係では、職員の平均、年間約12万円の影響で、同じように20年分といたしますと約240万円となります。

また、退職金でございますが、退職金につきましては、退職時の本給に勤続年数における支給率を乗じて算定をしております。仮に7級職で、今回の改定額、月約1,000円で35年以上勤続というような条件で試算をいたしますと、約6万円程度の影響となります。

さらに、年金の関係でございますが、年金につきましては厚生年金相当部分と職域年金相当部分をそれぞれ平均給料月額と給付率、さらに物価スライド率等々によりまして算定されております。基礎額の面で一部影響はあろうかと思いますが、制度上、計算が非常に複雑となっております。ここでお示しすることはできませんので、この点をご理解を願いたいと思います。

概要について申し上げましたが、人事院勧告につきましては毎年、民間との格差の是正を図る観点から勧告が行われております。今までもそうでありましたように、民間の経済状況等の推移に合わせまして、引き上げもあるところでございますので、現時点での影響ということでもとらえるべきというふうに考えます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今、答弁いただいたんですけど、話の中身はわかりました。しかし、特別職は人事院勧告、あるいは県人事委員会の勧告のらち外だということと、既に常勤特別職について、あるいは普通職である教育長については本俸部分についての5%のカットをやっているんだと、こういう言い分ですね。しかし、それはそれですよ。その時点で、それは必要と認めたからカットしたんです。

今回はどうなのかと。私は、一般職の職員の賃金カットについては、期末・勤勉手当については、場合によっては、それも本当はおかしいと思うのだが、しかし、やむを得ないかという考え方も成り立つんだけど、本俸については、しかも、民間との賃金格差が膨大な格差を持っているということでも何でもなし、現在のデフレスパイラルの状況を見た上でも、これは当然、そのまま行くべきだと。

これは人事院勧告があったって、例えば、前回のカットのときだって、長生郡市の中の茂原を中心とした二、三の自治体はカットしなかったわけですよ。それはなぜかといったら、その前に独自で相当賃金カットしてあるからだよと、こう言ってるけれども、それはその時点での必要性があったからカットしたんであって、人勧があったから必ずしもそれに倣って、何でもかんでもカットするという自治体ばかりじゃないわけです。

そういうふうに見てみると、今回のやり方についても、前回も私、そのことを主張したんですが、人事院勧告は一つの目安というか、基準というか、それは参考にすることは結構です。しかし、現在の勝浦市の置かれた状況、あるいは経済の状況を見た中で、本給も期末・勤勉手当もカットして、一方で特別職はしない、こういう考え方、それは市長の政治判断ですよ、人勧があろうとなかろうとということだと思っただが、再度、そういう点で答弁を求めたい。私はどうしてもそれは納得いかない。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 特別職の件につきましては、まさしく政治的判断。現在は本俸をそれぞれカットさせていただいております。それをさらに今後、額を増やすかどうか、私の適宜な、そのときの経済状況を考えての対応としていきたい、そう思っております。年間に約50万円近くの本俸、給与をカットして、皆さんにお願いしてあるわけですから、その上でボーナスも10万円、あるいは15万円というカットがあるわけですから、さらにそれ以上のカットをするかどうか。それと、一般職員との差額も考慮に入れて、判断をしていきたい、そう考えています。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） ちょっと視点を変えて、別の角度から質問したいと思いますが、私、ただいまの質疑を聞いておまして非常に懐かしい思いで聞いていました。昔、100円玉1つをめぐってストライキに突入するかしないか、明け方まで団体交渉をやって、時間切れでストライキに突入しちゃったり、直前でやめた経験なんかを持っています。やりとりが、そういうところまで踏み込んだ議論されて、懐かしい思いがしたんですが、ところで、角度を変えて質問したいんですが、人事院勧告に準拠してと、人事院勧告があつてと、こういう提案なんですね。人事院というのはどんなものなんだというところに、改めて法律論的に原点に立ち返って見てみる必要もあるんじゃないかと、私は思うわけです。

憲法第27条では、勤労者の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止ということで、すべての国民は勤労の権利を有し義務を負う。②として、賃金、就労時間、休息、その他の勤労条

件に関する基準は、法律でこれを定める。この第27条のもとに労働基準法が制定されている。

憲法第28条は、勤労者の団結権及び団体交渉権、団体行動権、勤労者の団結する権利及び団体交渉、その他団体行動する権利は、これを保障する。この憲法の条文に基づいて、団結を認めた労働組合法、労働関係調整法ができ上がっている。この中で労働組合が団結して、同盟罷業をやったり、団体行動権を行使したりして、雇用者側に経済的損害を与えても、民事賠償の責任を問わないというふうになっている。これが一般的な原則なんです。

その一方で、国家公務員、地方公務員は、公共の国民の公僕という立場で、この人たちの団体行動権は剥奪する、制限する。職種によって、例えば警察官、自衛官、あるいは消防署員、こういうところには団結権さえ制限されているところもある。この代表として、人事院、あるいは、県レベルで言えば、人事委員会、公平委員会、こういうものが設置をされて、民間との比較の中で団体行動権、スト権を奪われた代償として、この人たちのかわりに国に対して、県に対して、民間に比較して劣らないような労働条件を確保しようというために設けられたのが、これらの機関ですね。ところが、今年はどうですか。年収15万6,000円、県と国のレベルは平均違いますけれども、国レベルでは15万6,000円、県レベルでは、千葉県の場合は15万4,000円くらいですか。この差はあるにしても、こんなに高額な給与カット、こういう権限は人事委員会にあるのか。これは人事院、あるいは県の人事委員会の越権行為じゃないかというふうに私は思うわけです。

ですから、これに依拠して、抵抗力を奪っておいて、その連中がこういう勧告をしたからと、それをストレートで受け入れるというのは、一体いかがなものなのか。しかも、これは一部報道によると、自民党がこういう勧告を出すように要請した、こういうことも書かれている。しかも、この人事院がどこを基準にしているか。民間労働者でしょう。この民間労働者というのは、どういう状況に置かれているかといったら、この10年間、労働法制が改悪されて、派遣労働、非正規雇用が常態化して、いつでも労働者の首切れる状況をつくり出している。非正規労働者の数は、2008年で労働者全体の3分の1を上回っている。年収は生活保護基準すれすれの200万円以下という人たちが1,000万人を超えると、こういうような状況の中で、民間のそういうものを基準にして、民間と比較して、こんなに高額な報酬を引き下げるといえることは、言ってみれば、これは政治的な産物ですよ。直接的にはリーマンショックと言われるアメリカを発症源とする世界的な不況の中でやられたんだけど、もう一つは、先ほど申し上げましたように派遣労働、ワーキングプアが常態化しているような、いつでも首切れるような、こういう労働法制に改悪されてくると。こういうことをベースにして、政策的な問題の上に乗っかって人事院がこういう勧告を出すのは、私は越権行為だと思うんだけど、これを基準にして何で勝浦市の職員に15万円相当分の犠牲を押しつけるのか。

これは、もう一つ別の角度から考えていいんじゃないか。こういうことを人事院がやらせるんだったら、官公庁の労働者にすべてスト権を付与して、自分たちの任務から、下げる任務じゃないんだから、調整をとる任務、民間と比べて低い場合に上げる、スト権を剥奪したその代表としての機関であるから下げる勧告はできないから、スト権を付与して、どうぞ労使で自由に交渉してやってくださいというふうに言うべきなんです。スト権も奪っておいて、最後に言いましたけど、職員組合との協議が整った。当たり前ですよ。手足をもぎ取られたら、労働組合は物が言いようがない。だからといって免罪符にならないと思うんですね。

それともう一つ、特別職、議員の報酬もそうですけども、これは労働者の団結権、団体交渉権、

団体行動権、こういうものと引きかえにつくられた人事院の制度とは全く無縁の、自主的に自分たちで決められることですから、これは社会の情勢、市民の生活程度、勝浦市の財政状況なんかを考慮して、特別職はみずからしかるべき待遇が妥当であるという条例出してくるんだったら、それはそれでいいです。議員もしかり。次元が違う。私は、人事院勧告や県の人事委員会の勧告に準拠して云々ということ自体が一般職の場合にも、それは法律上、越権行為であるということとあわせて、特別職、教育委員会も含みますけれども、議員も、これはそういうものとは次元の違う問題として処理すべきであって、人事院勧告、あるいは人事委員会の勧告に準拠して特別職をいじるとか、そういう問題ではないと考えるんですけれども、この点についての市長の見解を求めて終わります。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 労働者が労働三法によって、その生活を保障する、生存権も保障されるということは、憲法上、まさにうたわれているとおりです。それを私たちは尊重しながら、お互いに信頼し合って、自治体を運営していかざるを得ない。そういう中で、人事院勧告によってまさしく給与を下げた。ところが、これは現在の経済状況で、アメリカの経済の破綻を直に受けている日本、あるいはその他のヨーロッパにおいてもしかりであろうと思いますけれども、そういうところの労働者が生活が今まで以上にレベルダウンしてきているわけです。したがって、人事院勧告が今、ダウンにダウンの勧告を出してきている。残念ながら、自治体の財政力もそれを突っ張って維持していけるかという、残念ながら今の状態では非常に厳しいものがある。

しかも、それも市民生活にも影響を及ぼすであろうと、そういう考えを持つと、当然、先ほども申しましたように、人事院勧告が減額の勧告だけでなく、景気の回復と相まって、上昇の勧告をなすべきものである。

少なくとも今の政治の体制が明治維新後に中央集権とされて、上からの一括の言葉によって、それに地方が従ってきた。今の改革は、すなわち地方分権ということは、その中央集権のあり方を変えよう。だから、明治維新当時の逆を行こう。逆でないと、主権者である国民の権利の主張も抑制されざるを得ないというような観点から、現在の地方分権改革というものは行われているという認識であります。したがって、職員の給与をダウンした分だけ、それは経済状況の回復を待って、国に対してプラスの人事院勧告を出すべきだと。それは公務員でありますから、その時期というものは非常に難しいと思います。景気回復して、一般市民の生活の安定が見定められたときに、公務員のプラス勧告というものは出されるべきであろうと思いますけれども、少なくとも市をあずかる責任者としては、そういう時期には声を大にして中央政府に要求を出すべき時代に達したと、私はそう考えています。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 1点だけお聞きします。まず、議案第47号から議案第49号まで共通の質問でございますが、それぞれの条例改正に基づいて、それに対する影響額はどの程度になるのか。総額と、それぞれ、議員、特別職、一般職の内訳がわかれば、教えていただきたい。説明資料の中にそういう記載がなかったものですから、あえてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。議案第47号から議案第49号までの給与条例改定によります影響額というご質問でございます。関連がございますので、一括して申し上げます。

初めに、一般職員の平均給与部分でございますが、1人、平均493円の減額、率で申し上げますと0.16%でございます。また、一般会計職員の平均給与額で申し上げますと、1人一月当たり516円、0.16%、一般会計職員の年間平均給与額で申し上げますと、年間、平均、1人12万943円、2.24%となります。

次に、給与以外の期末・勤勉手当の関係でございますが、一般職員の平均、年齢が40.98歳になるわけでございますが、期末・勤勉手当の影響額11万9,894円となります。

次に、市長は同じく30万5,900円となります。副市長が24万8,544円、教育長が23万3,248円。

以上、勧告によります人件費への影響額につきましては約3,500万円となるところでございます。

議案第47号から議案第49号までの改定による影響額は以上のとおりでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号ないし議案第49号、以上3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号ないし議案第49号、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第48号 教育委員会の教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第49号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

[挙手多数]

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。
午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第50号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

[市長 藤平輝夫君登壇]

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第50号の提案理由の説明を申し上げます。本案は、平成21年度勝浦市一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に2,284万円を追加し、予算総額を75億6,462万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち衛生費におきましては、予防費に新型インフルエンザ感染予防策として、国が定めた新型インフルエンザワクチン優先接種対象者等に対し、接種に伴う経済的負担の軽減を図る目的とする新型インフルエンザワクチン接種助成事業の実施に係る経費1,484万円を追加しようとするものであります。

その内容について申し上げます。新型インフルエンザにつきましては、感染が全国的に広がる中、それによる死亡や重症者の発生をできるだけ減らすため、優先順位に基づいたワクチンの接種が県内でも始まり、医療従事者に続いて、妊婦や基礎疾患を持つ人などから順次、接種が開始されております。

今回補正する内容は、歳出予算のうち衛生費において、新型インフルエンザワクチンの接種に係る国が定める優先接種者への接種費用の助成金であります。勝浦市における新型インフルエンザワクチンの接種を行う優先接種者は、医療従事者を除き7,160人と推定し、助成いたしますが、その内訳は、市民税非課税世帯員及び生活保護世帯員である低所得者については接種料金の全額を、それ以外の優先接種者については1回の接種につき1,000円を助成するため、合わせて1,484万円を計上いたしました。

次に、歳入予算につきましては、優先接種者のうち約2,000人の低所得者に行う全額助成の金額843万2,700円に対して、国が2分の1、千葉県が4分の1の補助率ということで、県支出金として632万4,000円の計上をいたしました。

次に、土木費について申し上げます。土木費におきましては、橋りょう維持費に地域活性化・生活対策臨時交付金事業の橋りょう維持補修工事施工の際に判明した市道宿戸大楠線・大楠橋及び市道官軍塚沢倉線・沢倉橋の長寿化に要する附帯工事費800万円を追加しようとするものであります。

その内容について申し上げますと、平成21年3月議会において地域活性化・生活対策臨時交付金対象事業として市道宿戸大楠線・大楠橋及び市道官軍塚沢倉線・沢倉橋の橋りょう塗装工事予算を計上いたしましたが、平成21年度に繰り越しいたしまして、本年8月に大楠橋、9月に沢倉

橋の橋りょう塗装工事に着工いたしましたところ、両橋とも老朽化による主桁継手部、補鋼材等に腐食が著しく、構造的にも危険な状態であることが判明いたしましたので、安全性の確保と延命維持を図るために附帯工事を行おうとするものであります。

これらに対する財源として、歳入予算に県支出金632万4,000円、繰越金1,651万6,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） インフルエンザワクチンについてお尋ねしたいと思います。このインフルエンザワクチンには、副作用、副反応が結構出ているということなんで、勝浦市として今、市長が提案されたような内容でワクチンをやるだけけれども、市民に対してどういう注意を喚起して接種を行うのか。また、インフルエンザの副作用が出た場合の救済方法、これについてどのようにお考えなのか。また、これは国に対しても県に対しても申し上げてもらいたいんですけども、この辺がどうなっているのかについてお聞きしたいと思います。

紹介しますけれども、今年の10月10日の朝日新聞「私の視点」ということで母里啓子さんという元国立公衆衛生院感染症室長の文章が載っております。彼女は疫学者なんですけれども、疫学者から見れば、インフルエンザワクチンは予防接種の中で最もきかないものの一つだ。インフルエンザウイルスはのどや鼻の粘膜について、そこで増殖する。一方、ワクチンは注射によって血液中にウイルスの抗体をつくる。のどや鼻の粘膜表面に抗体ができるわけではないので、感染防止効果はない、こういうふうに書いてあるんですね。

効果が証明されていないにもかかわらず、重い副反応が出やすい妊婦や幼児にまで、ワクチンをすすめる厚生省の方針に危機感を覚える。かつて、社会防衛のために健康な学童にまで強制接種し、多くの副反応被害を出した愚を繰り返してはならない。今までも毎年、ギランバレー症候群や脊髄炎などの重篤な副反応が厚生労働省に報告されている。7,000万人への接種は大規模な人体実験にひとしい。接種対象が広がれば、それだけ副反応の被害が増える。臨床試験の結果を待たずに、妊婦や幼児への接種、季節性と新型の同時接種などを問題ないと言い切るのは危険だ、このように述べております。全国予防接種被害者の会では、元気な子供を予防接種に連れていった私が悪いと自分を攻め続けている親の姿に毎年出会う。この悲劇を繰り返さないためにも、不要なワクチン接種といたずらな勧奨をしないこと。接種後の副反応調査、幅広い被害補償を国に求めたい、このように書いてあります。

では、これ、やめてどうするんだということになると、これはまた接種なんかやめちゃえというふうに一方向的に言うのも、これもまた暴論だと思ってしまうんですけども、少なくとも今の新型ワクチンの予防接種の持つ危険性と効果、ありのままに市民に伝えて、何よりも、ここに書いてあるんですけど、うがい、手洗い、そしてみずからの健康状態を最良に保つための日常の努力、こういうものが基本になるんだということをここでは言っているわけです。

ですから、市がそれやれ、ほれやれと言うだけじゃなくて、奨励するのは結構ですけども、副反応というものには全国にもこういう例がありますから、十分注意をしながら、健康状態の良好なときに接種を受けるなら受ける、そして日常的なうがい、手洗い、そういうものに努めながら、この接種を受けるなら受けてくださいと。

副反応が出た場合の対応についても、市は直接的にどう補償するかという問題は一つあるにしても、そういう患者が予防接種の結果、出た場合のすばやい対応については、勝浦市の医師会などとも十分連携をとりながら対応していただきたいと、そのように思うのでありますけれども、この点についての行政側の見解を求めるものであります。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） ただいまのご質問でございますけれども、新型インフルエンザワクチンを接種した後の副反応が出た場合と、そのPRといいましょうか、接種者についての注意喚起について、どのようにするのかというお話でございます。今回、この臨時議会をお願いしているわけでございますけれども、これが可決したならば、新型インフルエンザワクチン接種のお知らせという形で戸別配布で即、住民に喚起するわけでございますけれども、その中にワクチン接種の目的という欄がございまして、その中には接種後、注射したところがはれたり、また熱が出る症状が見られると。まれに重い副反応が起こり得る可能性もありますので、医師と十分相談の上、接種していただきたいということで喚起するつもりでございます。

また、仮に健康被害が出た場合の救済措置でございますけれども、今回の新型インフルエンザワクチンの接種は、国が主体となりまして実施するものでございます。また、ワクチンの接種によって非接種者の生命または身体に損害を生じたときにつきましては、国家賠償法の範囲内で国が賠償責任を負うということで、今のところ国のほうでは考えており、今度の臨時国会に特別措置法として盛り込むという形になっておるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 順番からいって衛生費から行きます。今の説明ですと、優先接種者が推計で7,160人だと、こういうふうに説明があったんですけど、そうなりますと、人口2万1,000人余りで優先接種者でない人たちは約1万4,000人余りになると、こういう計算でいいんだと思うんですけど、間違っていたら、答弁の中で出してください。そのうち非課税と生活保護者は無料だと。その他、優先接種者については1回につき1,000円だと、こういうことだと思うんですけど、前段者もあったように、あくまでもこれは希望者ですから、そういう中でやってもらうんだが、現状はそうでいいのかということと、次の2番目として、優先接種者というと、第1順位が妊産婦、第2順位が基礎疾患、私みたいのですね。第3順位が1歳から就学前、小学校の3年生の低学年まで、それが第3だと思うんですね。第4順位が1歳未満の乳児を持つ両親、保護者、5番目が小学校の高学年、4、5、6年生、あわせて中学生、高校生、7番目、最後が65歳以上と、こういうふうになっていると思うんですけども、それでいいのか。

そこで、優先順位もあり、あくまでも任意なんだけれども、接種希望者に新型ワクチンが確保されているのかいないのか。いないとすれば、いつごろ、勝浦市の場合は市内の医療機関、勝浦診療所、公的機関も含めて入ってくるのか、その点についてお聞きしたい。

私は旧型インフルエンザワクチンは毎年やってるんだが、旧型もついこの間まではなくて、やっと入りましたよというので接種してきたんですけど、新型はまだ全く、私の知る範囲ではお目にかかってないんだけど、その辺の現状はどうなっているのか、これについて、まずお聞きしたい。

これが最後の65歳以上の高齢者までいく段階は、どの時期になったら接種できるのか。春も越して初夏になっちゃうところに接種したって、そんなものインフルエンザなんかどこかへ飛んじゃ

った中でやったってしょうがないので、言ってみれば、来年の正月とか2月ぐらいまでが勝負でしょう。その辺の見通しはどうなっているんですかということを知りたいですね。

もう一つ、3番目に聞きたいのは、現在、この前の一般質問でやったけれども、保健所あたりは新型インフルエンザにかかっているのはたくさんいるよと。この間も勝浦小学校の2年1組ですか、3年1組だったって、学級閉鎖しましたね。事ほどさように、これからまたシーズンが本格化すれば、もっと出てくるだろうと。現時点でどの程度の新型インフルエンザの罹患者が市内におおのかということをつかんでいたら、お願いします。

そういう点で、武道大学の学生たちは、極端に言えば、全国から集まってきているし、冬休みに帰ったり、あるいは休日に帰ったり、全国へ飛び散って、また帰ってくるわけですね。要するに、行動範囲が我々市民よりも圧倒的に広いと。試合に県外に出たり。そうすると、罹患する率も多いと思うんですね。したがって、武道大学の学生が罹患して、この間、文化祭もやらなくしちゃったよね。事ほどさように、彼らもみんな、たった4年とはいえ、市民ですから、勝浦市の場合、優先順位とあわせて、特殊な状況にあると思うんです。全体の市民の健康というか、新型インフルエンザから守っていくという立場からすると、武道大学の学生たちに対する、即、そこに補助金出せとは言いませんが、何らかの対策を立てる必要があるんじゃないかという気がするんですね。そういう行動範囲からして、必然性があるわけですよ、罹患する可能性の高い必然性がある。そういう点、何か考えないのかなと思ってはいたんですけども、そういう点の考え方があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

この間、テレビでやっていた小規模のお医者さんの配給というか、1病院に対して来る数が少ないんですね。あれは開封したら一月以内に打たなければ捨てなきゃいけないわけでしょう。だから、そうなる、市内で言えば、私は塩田へ行く、私は診療所へ行く、私はどっかの病院行くというふうになっていると、小さい病院は寄せておいて、1瓶で何人に接種できるかわからないんだけど、それが一挙に接種するという数がたまたまなければやれないんですね、やりたくても。無駄になっちゃうから。そういう点で、市内の医療機関が、医師会がセンターになって融通し合って、これもさっきから繰り返し言ってるように、私は接種したいという人に対して需要にこたえられるように共同してやっているとテレビでやっていたんですけど、そういうことも医師会に対して申し入れて、注射をやりたい人に対しては、できるだけ希望にかなうような方向をとってもらえるようなことも話し合っていたらいいんじゃないかなという気もするんですけども、そういう点についてはどうなのか、お聞きしたい。

次に、土木費なんですけど、私、大楠も沢倉も見ました。確かにペンキ塗りだけでは、さっき提案理由にあったように、このまま放置したら危ないと。大楠にしたって、川の底が深いですから、落ちたら大変なことになる。沢倉だって、あの橋が落ちたら大変なことになっちゃう。これを教訓に、鉄橋については市内には、私の知り得ているのは2つなんで、小さいのなんか含めて5つぐらいあるのか、コンクリート橋にしても、全体として幾つぐらいあるのか把握していると思うんだが、今回のペンキ塗りの教訓に立って、総点検していればいいんですけど、してないとすれば、この教訓を生かして、この際、現状はどうなのかということ在全市的に老朽度とか危険度とか、そういうものを総点検する必要があるんじゃないかなという気がしてるんですけど、そういう点についての考え方はどうなのか。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） ワクチンの接種の関係でございますけれども、最初の市長の提案理由の中の人数関係でございますけれども、それにつきましては、先ほどの議員の質問のとおりでございます。

続きまして、優先順位の関係でございますけれども、順位といたしましては、議員のほうから1点漏れた点につきましては、医療従事者というのが第1順位になっておりまして、2位から妊婦、基礎疾患を有する者、3位順位が幼児、1歳から6歳云々につきましては、議員のご指摘のとおりでございます。

続きまして、ワクチンの確保の関係でございますけれども、医療従事者につきましては10月19日以降に接種をしておるところでございます。

続きまして、第2順位の妊婦の関係でございますけれども、この関係につきましては入院している方につきましては11月2日から接種できる、また、一般的な妊婦の方につきましては11月16日から接種できるという形になっております。また、基礎疾患の方につきましては、重症と断言していいのかわかりませんが、入院されている方につきましては11月2日から接種できる。また、普通の基礎疾患の方につきましては、11月16日から接種できるという形で、ただいま申し上げたものにつきましては、必ず予約をし、かかりつけのところがいいというようなことで聞いております。

3番目の幼児でございますけれども、1歳から6歳まで、これにつきましては12月の中旬から平成22年の2月中旬までの間で接種できるというように把握はしております。また、小学1年から3年生、これにつきましては12月の中旬、第4順位の1歳未満児の保護者でございますけれども、この方につきましては平成22年1月からという形でございます。また、小学生4年から6年生につきましても、同じく平成22年1月、中学、高校生、高齢者につきましては、平成22年1月から接種できるという形になっております。

今現在、新型インフルエンザにかかっている者についての把握している範囲でございますけれども、私どもでは旧勝浦保健所と打ち合わせし、また担当者から情報を得ておるわけでございますけれども、一番把握しているのが学校関係でございます。11月26日現在で勝浦小学校で1名の出席停止、要するに熱が出ているので登校してない。また、北中学校で1名の方が出席停止をしているという形で、勝浦の学校では11月26日現在で2名の方が新型インフルエンザにかかっているという形で、その部分だけ把握しております。

また、武大生の関係につきましては、武大の総務課の担当者と横の連絡をつけまして、大量といたしまして、2名、3名以上で同じ学部等々のところが出た場合につきましては、うちのほうに報告をくれることになっておりまして、今のところ、そのような話は聞いておりません。

ワクチンの関係で、先ほど議員のほうからワクチンの日数の関係のお話ございましたけれども、ワクチンは、あけてしまいますと24時間しか使えない、そのように把握しております。ですから、病院のほうでは、今現在、各優先者ごとに予約を受けまして、24時間の時間がありますから、2日に分けて予約されている方に何月何日の何時から何月何日の何時まで受けられますからどうですかという形で再度、電話をし、それでこなしているというふうに聞いております。

病院関係の横の連絡のワクチンの明け渡しとか、患者のというようなお話ございましたけれども、今現在、集団接種の関係につきましては、また保健所及び勝浦市の医師会と打ち合わせ中でございまして、1歳から6歳までの子供につきまして集団接種、例えば1本あけますと45人接種

できるという形でございますので、こういうことを言うてはいけないかもしれませんが、小さな病院で1本あけてしまいますと、24時間のうちに45人の患者に接種しなければいけないという形で、非常に不都合を感じておりますので、病院のほうでも苦慮しているというふうに話をしておるところでございます。今日も朝一番で病院のほうから電話がありまして、夷隅郡内医師会の副会長でございますけれども、こういう形で横の連絡をし、今後、どのような形でワクチンの接種をするのか、打ち合わせ中でございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。現在、市内にある橋の状況からご説明させていただきますと、市内には全体で110橋ございます。内訳としまして、5メートル未満で40橋、5メートルから10メートルが35橋、10から15メートルが17橋、15メートル以上が18橋ということになっておりまして、そのうち今回、補正でお願いしております維持工事に関連するような鉄骨でつくられていたものが15メートル以上で8橋、10から15メートルで2橋となっております。そのうち、これまで何らかの形で塗りかえとか補修をしたものが15メートル以上の18橋のうち9橋、10から15メートルの17橋のうち2橋という状況でございます。

今回、臨時会でこのような補正予算を出させていただいた背景には、先ほど市長の説明の中にあつたとおり、交付金事業で塗りかえをしようとしたところ、その作業に入って足場を組んで、橋全体をまず点検をしたところ、非常に不具合があると。特に鉄骨の部分のさび、腐食、ボルトの破損、そういうものがあつたために、そのままでは塗りかえをしても非常に危険性があるということから、まずその腐食をした部分等を取りかえなければならないということから、その工事を行った上で塗りかえをしたいということから出たものでございます。

議員ご指摘のとおり、点検はこれまでやっていたのかということでございますが、本来、橋については5年ないし10年でそこに使われている具材等の点検をすべきと言われておりますが、勝浦市はこれまで橋の点検というものについては行っておりません。ただ、塗装の塗りかえ、また一部破損したものについての補修を行っているところでございます。今後におきましては、橋も既に40年、50年という老朽化しているものがほとんどでございますので、次年度以降にその点検について検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案の

とおりに決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。
午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、発議案を上程いたします。発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。伊丹富夫議員。

〔16番 伊丹富夫君登壇〕

○16番（伊丹富夫君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年8月11日の人事院勧告及び10月9日の千葉県人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じ、本年12月の期末手当の支給割合については、2.3カ月から2.15カ月に改め、平成22年度からは6月の期末手当の支給割合については2.15カ月から1.95カ月に改め、12月の期末手当支給割合2.15カ月とあわせ、年間の期末手当の支給割合を4.1カ月に改めようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第7号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第7号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時05分 休憩

午後1時20分 開議

農業委員会委員の推薦について

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会から農業委員を推薦しようとするものであります。

お諮りいたします。この際、議会が推薦する委員を2名とし、無記名の2名連記の投票によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、投票は無記名の2名連記により、高点順に2名を当選人とし、これを委員に推薦することに決しました。

これより選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋秀男君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（高橋秀男君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋秀男君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票用紙に2名の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。事務局長をして点呼いたします。守沢事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（高橋秀男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋秀男君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩瀬洋男議員及び根本 讓議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（高橋秀男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票17票、無効投票1票であります。

有効投票中、水野正美議員12票、伊丹富夫議員12票、寺尾重雄議員5票、渡辺玄正議員5票、以上のおりであります。よって、勝浦市農業委員会委員に水野正美議員及び伊丹富夫議員、以上2名を推薦することに決定いたしました。

閉 会

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして今期臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。これをもちまして平成21年11月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時32分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第47号～議案第50号の総括審議
1. 発議案第7号の総括審議
1. 農業委員会委員の推薦について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員